

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認等（住民訴訟）請求事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

文書提出命令の申立書

令和4年10月6日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



弁護士 葉 狩 陽 子



代

頭書事件について、下記文書の提出命令を発せられたく申立てます。

1 文書の表示

警備巡回マニュアル

2 文書の趣旨

警備巡回時の警備員の行動規範等が記載されている。

3 文書の所持者

〒905-0206

沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

補助参加人 一般社団法人沖縄美ら島財団

4 証明すべき事実

人感センサー発報場所で異常を発見した際には、無線を使って首里社館地下2

階防災センターに連絡したうえで、モニター監視している警備員と2人で対応することになっていたことなど、補助参加人の履行補助者である警備員らにおいて初期消火対応においてなすべきことを怠っていた落ち度（過失）があり、かつ、そもそも補助参加人の履行補助者である警備会社において、現場の警備員らに対する警備巡回マニュアルの周知徹底を怠っていた落ち度（過失）があること

5 文書の提出義務の原因

上記文書は、民事訴訟法220条4号イないしホのいずれにも該当しないことから、上記文書の所持者は、民事訴訟法220条4号により、提出義務を負うものである。

6 補足

首里城火災に係る再発防止検討委員会の作成した首里城火災に関する再発防止策等報告書（乙第9号証）124頁（2）警備員及び監視員の勤務状況等の「4」にある「これまでに防犯・消防設備が作動した際の対応」には、「人感センサーが発報した際は、待機している警備員に発報場所まで行って様子を確認するように指示を出すこととされていた。その際、警備員は、1人で発報場所まで行くことになっていた。発報場所で異常を発見した際には、無線を使って首里杜館地下2階防災センターに連絡した上で、モニター監視している警備員と2人で対応することにはなっていた。警備巡回マニュアルにもその旨の記載がある。」と記載されている。

しかし、補助参加人から警備巡回マニュアルであるとして提出された丙5号証には、その旨の記載がなく、警備巡回マニュアルの全てではないことは明らかであり、補助参加人における初期消火対応等に落ち度があったことを証する部分を敢えて隠すことによって原告らの立証を妨害しているものと推認される。

よって本申立てに及ぶ次第である。

以上